

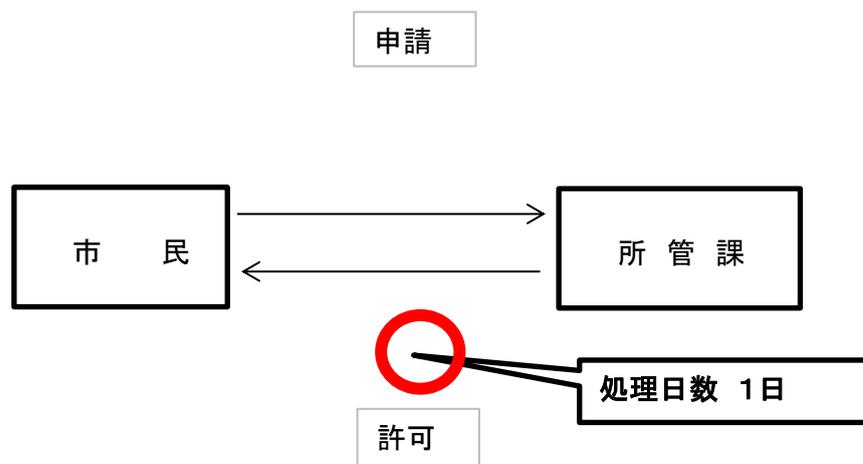
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 232

処 分 名	斎場使用許可	
処 分 の 概 要	火葬等を行うため斎場の使用を希望する者からの申請に基づき、使用許可書を交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市斎場条例(昭和51年第10号)	
条 項	第7条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1日
標 準 処 理 期 間		計 1日
判 断 基 準	<p>松山市斎場条例施行規則第4条又は第5条を基準とする。</p> <p>【根拠法令】 松山市斎場条例 (使用の許可) 第7条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準法令】 松山市斎場条例施行規則 (使用許可の申請等) 第4条 条例第7条の規定により斎場の使用許可を受けようとする者(以下「使用許可申請者」という。)は、斎場使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、斎場の使用を許可したときは、斎場使用許可書(第2号様式)を交付する。</p> <p>(口頭による申請等) 第5条 使用許可申請者が火葬場のみを使用するときは、前条の規定にかかわらず、口頭により申請することができる。 2 前項の規定により申請がなされたときは、市長は、火葬許可書又は改葬許可書に斎場使用許可を記すことによつて、斎場使用許可証を交付したものとみなす。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。